

令和2年度第1回島根県生徒指導審議会

日 時 令和2年12月17日(木)

14:00～16:00

場 所 サンラポーむらくも2F 八雲

【事務局あいさつ(教育長)】

教育長の新田でございます。島根県生徒指導審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙の中、この審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。新しく委員にご就任いただきました皆様には、快くお引き受けいただきましたことに深く感謝申し上げます。何とぞよろしくご願い申し上げます。また、委員の皆様には、子どもたちの健やかな成長と生徒指導上の諸問題に対しまして、平素よりご指導、ご助言をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、学校の長期休業や、あるいは分散登校、また部活動や学校行事の中止、縮小など、学校教育のみならず、子どもたちの日々の生活においても、通常とは異なる大きな環境の変化が生じております。そうした中、生活のリズムが乱れたり、学校へ行き渋りが見られる子どももございました。各学校においては、子どもたちの様子を注意深く見守り、子どもたちが悩みを相談しやすい環境づくりに努めているところでございます。

今後も、新型コロナウイルス感染症の対応、対策を取りながらの学校生活が続きます。感染症のリスクと向き合い、最大限の対策を講じることと、子どもたちの学びを保障することを両立させますとともに、子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日の議事の中でもご説明、ご報告を予定しておりますが、令和元年度生徒指導上の諸課題に関する状況につきましては、先般、島根県内の調査結果を県教育委員会として公表したところでございます。本県の1,000人当たりの不登校児童生徒数が全国最多でありましたことが、多くの報道でも取り上げられたところでございます。学校現場で積極的な認知と早期対応を図り、問題を見逃さない、見過ごさない学校づくりが進んでいる面も大きいものと考えておりますが、こうした点も含めまして、委員の皆様からご指導、ご助言をお願い申し上げたいと考えております。

本日は、このほか不登校対応の取組、また今年度実施しておりますSNS相談事業につきましても説明をさせていただきたいと考えております。委員の皆様には、ご忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶といたします。何とぞよろしくご願い申し上げます。

【事務局から委員紹介】

【新副会長、坂根委員を選任】

【会議成立】委員10名中9名出席により会議成立(島根県生徒指導審議会規則第5条第2項)

●会長

それでは失礼いたします。皆さん、こんにちは。

新しくご就任いただいた委員の方も4人おられまして、本来ならそれぞれ自己紹介いただくべきところですが、本日は時間の関係で割愛させていただきます。

先ほど教育長さんからもご挨拶がありましたように、今年度は教育だけではなく、もちろん医療も福祉も、それから市民生活全般にわたって非常に広い影響の及んだ、今までになかった1年をみんな体験したわけでございます。本日はまず令和元年度の「生徒指導上の諸課題」についてご検討いただき、さらにその後不登校について詳細な分析を加えた資料をご準備いただいております。また令和2年度については、SNSによる相談の状況について3番目の話題として取り上げる予定になってございます。

さて議事の公開についてですが、県の情報公開条例34条によって情報公開をされることになってございます。議事の内容を見る感じでは、公開でいいのではないかなというふうに考えているところですが、後段、それが終わった後に意見交換になりまして、意見交換の段でも恐らく、今までの経験からはそれほど個人情報に関わるものは出てこないとは考えておりますけれども、もし皆さんのほうで、意見交換の中で個人情報に関わるものが出てくるようでしたら、その旨私にお知らせいただければ、そこからは非公開ということにさせていただくということではいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

そうしましたら原則公開ということで進めさせていただきます。

では早速、資料に沿って令和元年度の「生徒指導上の諸問題に関する状況」について。これは国が毎年行っている調査の結果で、全国の状況と照らし合わせながら、島根県の状況につきまして、平成30年度の状況とも比較しながら、ご覧いただいてご意見をいただくものです。

事務局のほうからご説明をお願いいたします。

●事務局

私のほうからは、議事の1、生徒指導上の諸課題に関する状況について説明させていただきます。これは先ほどもありましたけれども、文部科学省調査であります、令和元年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を基に作成したものです。その中でも主に、暴力行為、いじめ、長期欠席者に関する状況を説明いたします。

資料に関しましては、資料1の1ページから5ページまでが、県が発表しました概要版、6ページ以降が詳細版ということになっております。ここでは主に詳細版を使って説明いたします。

まず、暴力行為の発生状況について、資料1の6ページをご覧ください。令和元年度の県内の公立の小・中・高等学校の暴力行為の発生件数は728件、前年度比が233件の減、24.2%の減でした。発生件数は、小学校、中学校、高等学校全ての校種において減少しております。県の合計について、国公立を合わせた数字では、令和元年度は合計が761件、1,000人当たりの発生件数は10.6件でした。

続きまして、(2)形態別について、ここでは主に小・中学校について触れたいと思います。対教師暴力は、小学校、中学校ともに減少。生徒間暴力は、小学校は減少、中学校は増加しております。対人暴力、器物損壊ともに、小学校、中学校とも減少となっております。

暴力行為が減少した理由といたしましては、暴力行為に対して、学校内で教職員の認識が共通理解されたことや、ささいな事案も報告し合う組織となり、細かい記録を取り対応されてきた結果、徐々に暴力行為の発生件数が減少してきたと考えております。また、文部科学省が例として示している暴力行為と同等か、上回るものを計上することが周知されてきたことも要因の1つと考えます。

しかし一方で、暴力行為の発生状況は、特に中学校において高い状況が続いております。中では繰り返して暴力行為に及ぶケースも報告されており、特に配慮が必要な児童生徒の理解と適切な対応の推進が必要だと考えております。決して県内の学校が荒れているという状況にはないと認識しておりますが、引き続き一つ一つ丁寧に対応していくことが必要だと考えております。また、それと同時に、調査として数字を検討する際には、文部科学省の基準に照らして計上するよう引き続き周知を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、資料8ページをご覧ください。いじめの状況についてです。公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の数値ですが、認知件数は2,561件、前年度比11.8件の減、割合にしますと4.4%の減になります。県の国公立を含めた認知件数は、全体で2,607件、1,000人当たりの認知件数は35.7件になっております。全国平均が46.5件ですので、全国の平均には届いていないという数値になっております。

(3)のいじめの現在の状況に関しましては、解消しているものが全体で1,969件ということになりますので、構成比としては76.9%が解消しているということになっております。

続きまして、その下、(4)いじめの認知件数の学年別内訳ですが、増加した学年が小学校3年生、4年生、6年生、中学校3年生、高校3・4年、特別支援学校という結果になっています。

続きまして次のページ、9ページをご覧ください。(5)のいじめの発見のきっかけです。本人からの訴えが最も多く、訴えやすい状況になりつつあるというふうに考えております。次いで、当該児童生徒の保護者からの訴え、学級担任が発見という順になります。高校生の特徴としましては、ほかの校種に比べるとアンケート調査などによる発見の割合が高いということが見てとれます。一方で、周りの大人や友達にあまり相談していない状況が、これからも見てとれるかと思えます。

続きまして、(6)いじめられた児童生徒の相談状況です。約70%の生徒が学級担任に相談しています。誰にも相談していない割合は6%程度となっております。

続きまして、10ページをご覧ください。いじめの態様ですが、冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多く、次いで、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするというものが多くなっております。

平成30年度まで増加傾向だったいじめの認知件数が減少していることについては、平成25年にいじめ防止対策推進法が策定されて以降、校長会をはじめ、教員研修や学校訪問などを通して法や基本方針について周知を図り、各学校において組織的な対応が浸透してくる中で、未然防止の取組がなされてきているという肯定的に捉える一方で、見逃しや認知漏れがないか危惧しているところです。今後も引き続き、いじめの認知漏れがゼロという意識で取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、資料の13ページをご覧ください。小学校及び中学校における長期欠席の

状況になります。上の四角の中は、不登校の部分を抜き出したものになっております。不登校児童生徒の数が、島根県の公立の小学校、中学校、高等学校では1,230人、前年度比206人の増、20.1%の増となっております。これに国公立を合わせた数字は、すみません、3ページに戻りますが、概要版のほうに書いてあります。3ページの太枠の中に書いてありますが、1,257人ということで1,000人当たりとしては、24.0人になります。不登校については、近年発生件数が高い数値で推移しており、本県において喫緊の課題だと考えております。

13ページに、すみません、戻っていただき、長期欠席者の内訳を見ていただくと、内訳としましては病気、経済的理由、不登校、その他とありますけれども、病気とその他の割合が、全国に比べて低い状況が見てとれます。

(3) 不登校児童生徒の学年別内訳を見ますと、不登校児童生徒数は、学年が上がるにつれて多くなっております。

14ページの(5) 不登校の要因については、平成30年度調査から調査様式が変更され、主たるものを1つ選択、主たるもの以外に当てはまるものを1人2つまで選択可能とされました。ちなみに、その下にあります30年度までは、分類というものを1つ選択し、その要因として考えられるものを、区分といわれるものの中から複数選ぶという形になっておりました。調査様式が変わりましたので、まとめ方も変わっております。小学校では無気力、不安、生活リズムの乱れ、あそび・非行、親子の関わり方が要因の上位で、中学校では無気力、不安、いじめを除く友人関係をめぐる問題、親子の関わり方が上位となっております。

(6) 指導の結果登校できることができるようになった児童生徒は1,230人のうち338人で、27.5%、継続した登校には至らないが好ましい変化が見られるようになった児童生徒は244人で、19.8%となっています。

この小・中学校における不登校に関しましては、後ほど、議事の2のほうで詳しく説明をさせていただきたいと思っておりますので、ここではこれまでにさせていただきます。

続きまして、資料の15ページをご覧ください。高等学校における長期欠席の状況です。不登校生徒が199人、前年度比35人の減、15.0%の減ということになっております。これも県の国公立を合わせた数字は、概要版の4ページに書いてありますけれども、251人で1,000人当たりが13.9人ということになっております。15ページの(3) 学年別に見ますと、全日制では高校3年生がやや増加、定時制はやや減少ということが見られます。

不登校の要因に関しましては、資料の16ページ(5) になりますが、全日制については、無気力、不安、いじめを除く友人関係をめぐる問題、入学、転編入学、進級時の不適應などが多く、定時制については、無気力、不安、生活リズムの乱れ、遊び・非行、入学、転編入学、進級時の不適應が多くなっております。

続いて、(6) の不登校生徒への指導の結果の状況です。指導の結果登校できるようになったのは199人のうち67人、33.7%。登校には至らないが好ましい変化が見られるようになった生徒の数が199人のうち15人、7.5%ということになっております。

最後に、資料の17ページ、高等学校中途退学者の状況を説明させていただきます。こ

これは合計が130人、前年度比が12人の減、8.5%の減ということになっております。県全体としましては、資料の5ページになりますけれども、国公立を含めた中途退学者数としましては202人ということで、割合としては1.0%。全国平均が1.3%ということですので、全国平均を下回っている状況にあることがうかがえます。退学者数につきましては、全日制、定時制、通信制いずれも減少しております。

17ページを見ていただいて、内訳につきまして全日制では、学校生活・学業不適應、進路変更による退学者の割合が高くなっております。ちなみに、懲戒による退学者はいないという状況にあります。

すみません、数字をかなり並べて話しましたけれども、ここまで主に詳細版を使って説明させていただきました。概要版の各ページの下の方に、点線の四角で囲ってありますけれども、我々が今後この状況に関して推進していくべき対応、事業、施策等が記載されておりますので、こちらのほうをまたご確認いただければと思います。

以上で議事の1について説明を終わらせていただきます。

●会長

ありがとうございました。資料の1の説明をいただきました。

この後、2、3とあるわけですがけれども、少し内容的に違うところもございますのでここで少し質疑をしておきたいと思います。

委員の皆さんからの質問やご意見をお願いいたします。どなたからでも。

数字を多く含んだ資料で、読み込んでいただくのにも少し時間が必要かと思っておりますので、その間、私の方から、数値の解釈ということも含めて、事務局にお尋ねしてみたいと思います。こうした令和元年度の数値データから、特に県のほうではどのようなところを課題として捉えておられるでしょうか。

●事務局

暴力行為のほうは減ってきているということで、これもいじめ同様見逃しがあってはいけないとは考えておりますが、比較的良好ではないかなというふうに思っているところです。あわせていじめの件数も、これも減ったからいいというわけではなく、見逃し等がないように、先ほども説明がありましたが、引き続き注意喚起をしていく必要があるだろうというふうに思っております。

一番課題になっているのが、不登校、高校のほうは減っている状況がありますが、小・中学校につきましては、断続的といいますか、国全体の傾向もそうですが、島根県も国を上回るような現れ方で増えているということについて、なかなか決定打があるわけではなくて、非常に難しいな、対応に苦慮するなと思っているところです。現場も頑張っているんですが、なかなかいい形で現れにくいところがあって、様々な、今日、角度からご意見なりをいただくと助かるかなと思っております。

●会長

概要版のほうには四角囲いで、今後どういう対応をしていくかということについて、それぞれの事象に対する県の打つ手といたしましよかね、書いてございまして、今あったように、即効性があるわけではもちろんないので、こうやったからすぐどうなりますという話ではもちろんないんですが、県のほうでは、こうした「打つ手」が有効だったかどうか、教育施策の評価はどのようにしておられるのか、お伺いしたいと思います。

●事務局

当然1つは、数字で見るということがあります、それ以外、いわゆる聞き取りというふうな形で、各教育事務所を通して、市町村の学校のほうからまとめて上げていただくというふうな形で、記述等を見ながら改善をしていく、そういう流れになっております。

●会長

後から少し資料が出てきますけども、これだけ不登校の子どもが多い中で、不登校の子どもがいない学校に対する聞き取りとか、質的なデータの分析もしていただいていますので、その辺りはまた後から拝見したいというふうに思っております。

委員の皆さんいかがでしょうか。何かご質問はありませんか。

●委員

未然防止、暴力行為のことなんですけれども、未然防止のためにということで、授業づくりであったり、あるいはアンケート調査の活用であったり、それから繰り返し暴力行為を行うような、特に配慮の必要な児童生徒の理解を図るということですが、やはりこうした、あるA君、B君、C子さんのような、配慮の必要な子どもさん、家庭的な状況があったり、学級の中での位置関係があったり、そういった子どもさんへの配慮については、これは校内で対応しておられると思うんですけれども、例えば教育委員会であるとか、あるいは外部の人材であるとか、そうした、大きな問題を抱えている子どもさんへの対応について、どのぐらいの配慮がなされているのか、何かそこ辺りが分かれば教えていただきたいと思います。

●会長

よろしいですかね。質問はいわゆる要対協に当たるような子どもがどのぐらいいて……という話でいいですか。それとは違いますか。

●委員

そういう意味です。

●事務局

今すぐに、要対協で何人というようなことはわかりません。委員さんのおっしゃられたことと、ちょっとずれがあるんですが、いわゆる特性があるといえますか、かっとなりやすい子どもたち、例えば離席をしてうろうろしたときに、先生の声がけに非常に過度に反応するっていいですか、思わず手が出たりとか、足が出たりとかということもあって、家庭環境もちろんありますし、そうではなくて、いわゆる今、発達障がい系のお子さんへの指導の在り方などについては、特に、校内研修に外部講師、教育事務所に特別支援教育の専任がおりますが、それら、あるいは特別支援学校のセンター的機能を生かしながら、外部講師として招いて対応するということはあります。家庭の状況につきましては、今日ご出席ですが、スクールソーシャルワーカーさんなどの手を借りながら、外部と連携しながら個々の事案について対応しております。

●会長

以前に比べれば、チーム学校的な取組というのはすごく増えてきていると思いますが、一方で地域による差も少しあるのではないかと思います。その辺は、県としては何か問題を感じておられるところはありませんかということだと思っておりますけれども。

●事務局

特にスクールソーシャルワーカーの活用については、松江市は中核市で独自でやっておりますが、その他の市町については県のほうから委託をして行っているという形で、若干その活用の仕方なりは、市町で独特といたしますか、それぞれに工夫をされているところがあります。またそこら辺りのところで、十分にこちらが把握してないところと、あるいはこういう、好事例ですよ、というところをしっかりと集めてさらに広めていく、そういうような活用の仕方は考えているところです。

●委員

S S Wではありますけれども、県のS S Wではなくて、先ほどもお話ししたように松江市のS S Wで、それも重大事案が出たときに、いろいろと専門家委員であるので、直接にちょっと入れなくて、外部からちょっとお話を聞いてみんなと検討する立場なので、ちょっと具体的なことは分からないんですけど、イメージ的に先生方の疲弊度がすごく心配で、数字が上がってまいりますけれども、これに対応している先生方の何ていうかな、精神的なっていうかな、そういう心理的なケアをするものの1つにS S Wを使ってほしいなというふうには思っています。まだ活用を十分にされてないような気がしていて、特に松江市なんかは。なんかはって言うと失礼ですけど。

●会長

市町による活用の違いということについては、全国的にも課題が指摘されることがあるようですね。

●委員

ええ。概要版のほうで、1ページの下段の3番のほうにも書いてありますけど、要するに、学校にスクールカウンセラーが配置されています、スクールソーシャルワーカーも配置あるいは派遣されています。スクールサポーターもいるとか、コーディネーターもいるとかあってあるんですけど、その人たちが本当にチームを組んでいるかどうかというのが分からなくて、それこそ市町でばらばらだっているんですけど、そこに入っている人たちはぜひ連携したいと思っているんですよ、でもそういう仕組みになってなくて、まだ。だから、スクールソーシャルワーカーの研修にスクールカウンセラーが来てもいいし、スクールカウンセラーの研修にはサポーターもワーカーもみんな入ってもいいんだっていう、自由に動いて顔の見える関係をつくっていかないと、子どもたちの支援をチームとして、もちろん先生にも、サポーターとして3人ぐらいがぱっと動けるようになっているといいんじゃないかって、勝手に理想を描いているところです。

●会長

ありがとうございました。

今朝も大学院でそういう授業をしたんですけど、今、言われたように学校だけではたいへんなケースも増えていて専門家に入っていただくことは、比較的この頃行われているんですけど、逆に専門家の側からは学校から丸投げされるという批判的な声が聞かれることもあります。学校と学校外の専門家とが連携しながら問題を解決していくということと、専門家にはほいって渡してしまうことは全然違うことで、その辺が学校管理職のマネジメントによるところが非常に大きいので、管理職研修が大事なんじゃないかなと個人的には思ったりもしております。

何かご発言ありましたらお願いいたします。

●事務局

これはうまくいっている市の例ですけど、教育委員会の学校訪問を定期的に行うようなんですが、その場にSSWさんも一緒について回る。そうすると、ふだんから顔が見えていますので、相談しやすくなるというふうなことを声として聞いております。何か事が、ちょっとこれ問題だなっていうときに、初めて顔を合わせて何かっていうと、なかなかちょっとそこにハードルが、最初の段差があるようでして、普段から学校を回って顔を売っているって言ったら変ですけど、顔がつながっていると学校側も相談しやすくなりますし、学校の雰囲気事前にそのスクールソーシャルワーカーも知るというふうな形になると思いますので、そういうふうな実践をやっているところは割に進んでいるかなというふうに捉えております。

●会長

予算の問題もあると思うんですけど、いわゆる常駐型っていうことがどのぐらい、常駐ではないけど、固定的に動けるっていう形をつくっているところがうまくいっているようには伺っていますね。

ほかにいかがでしょうか。

●委員

いじめ防止対策推進法上の重大事態の案件っていうのは何件ぐらいあって、うち、長期欠席で重大事態になっているような案件っていうのは何件ぐらいあるんでしょうか。

●事務局

昨年度は全部で、小学校が7件と中学校が7件起きております。県立学校のほうはありませんでした。

重なりがあるんですが、1号、2号というような言い方をされていて、1号のほうが精神的なものであるとか、あるいはお金等重大な被害を受けるっていう、そういう形が7件ございます。ダブリがあるんですが、先ほどの長期欠席をする、30日っていうのを一応、おおむねの日数となっておりますが、こちらのほうに上がっておるのが8件ございます。ですから、両方重なっていた分が1件あるというふうなことでございます。

●会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

データを見ていて少し気になったんですけど、2ページにいじめの状況についての各学校種別の認知件数が出ているんですが、1,000人あたりに換算した時の、特別支援学校における認知件数が多いように思われます。県のほうとしては何か。

●事務局

特にそこについて認知したりとか、あるいはデータとして持っているっていうことは、ちょっと今のところはありませんので、また現場等とも相談して。

●会長

数値として小・中が40件台なのに、特別支援学校の62という数値はちょっと大きいなと感じました。年度にもよりますが、倍近い数値が出てる年度もありますよね。ここだけの問題ではないのですが、こうやって数値として見ると、どのぐらい起きているっていう頻度が見えますけども、本当はその1個1個の数値の意味はかなり違っているので、例

えば小と中だっって同じかっっていうのはすごく難しいですよ。だから数値になって現れない、その質の違いみたいなところを本当は見ていかなきゃいけないところもあるので、その辺を少し、これは国の統計以外に別のことをしてくださいというお願いじゃないんですけど、モニターとしては何か別のモニターをする必要もあるのかなということをちょっと思ったりもしたものです。

ほかに皆さんのほうから何かありませんか。

●委員

すみません。暴力行為のことについてお伺いしたいと思います。

全国的には、対教師暴力が少し割合的に増えているんじゃないかという心配がされているようなんですけども、全体としては、件数はどれも減っているんですけど、島根県において特にこの暴力が増えているんじゃないかというようなことは、傾向はありますか。

●事務局

特にこれがというふうなことについては、今のところ、こちらのほうでは把握はしていません。

●委員

ありがとうございます。先ほどの委員さんの発言で、学校現場が疲弊するという話があったんですけども、そういうことに直結してくるので、しっかり見ていかないといけないかなというふうに思っています。以上です。

●会長

暴力件数の増加を、かなり直線的に押し上げているのが小学校における暴力件数の増加というのが、全国の動向です。島根県も全国と同じような経過なのか、それとも異なるのでしょうか。

●事務局

件数自体を見ますと、その表にもありますので、減ってきてはいます。ただこれが、児童生徒数も減じているので、そこら辺のところとの絡みでまた見ていかななくてはならないと思いますが、ちょっと繰り返しになりますが、先ほど対教師暴力のことについても言えるのが、割りと激高して何とかする、指導に対して激高するとか、ちょっと何か言われたときに激高するというので事例として挙がってきているのがやっぱり、ちょっと最近目につくのかなというのが思うところあります。

●委員

先ほどの質問の続きになるんですが、この資料の14ページで、不登校要因の主たるもので、いじめっていうのが小学校4、中学校5ってあって、合わせると9かなと思うんですが、先ほど、重大事態で長期欠席のケース8件っていうふうに言われていて、この9件は全て重大事態として取扱いはされているんでしょうか、いないんでしょうか。

●事務局

調査自体が、それと直接リンクしているわけではないので、ちょっと分からないところがあります。いじめと認知しても重大事態として取り上げないものもありますので。

●委員

不登校ですんで、長期欠席っていうことですから。

●事務局

すみません、はい。

●委員

それ、重大事態として取り上げないというのは、何か理由がございますでしょうか。

●事務局

すみません。ちょっと間違えました。勘違いをしておりました。不登校として入っていれば、数としては上がってないとおかしいということになるかと思えます。

●会長

国のほうの調査でも、数年前にそこの擦れ違いについてもう一回検証しなさいってやったことがあったので、そこ一致していないとおかしいとこですね。

ご確認いただきましてありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

●委員

言葉の説明をお願いしたいんですけども、不登校の要因の一番最後に、無気力と不安って、数すごく高いんですけども、この意味がちょっとよく分からなくて、本人さんが無気力だとか不安を持ってるといふふうに判断してるんですか。

●会長

文科省のほうで調査のマニュアルがあって、そこに内容が定義されているのではないかと思いますので、そこのご説明いただければいいかと思えます。

●事務局

学校のほうで見立てて、これは無気力だなんていうふうなことで上がってくるわけではなくて、本人さんや、場合によっては保護者の方、スクールカウンセラー等と話をしながら、どれに当てはまるかというところで上がってきたのがこの数字になっております。

●委員

くどいようですが、非常に抽象的な言葉なので、その子が抱えている課題をどういうふうに理解したらいいと、どうしたらこんなふうは無気力って答えるんだろうと思って、ちょっとその辺が心配になってきてるとこ。

●会長

個々の事例について現場で判断してるとは思いますが、一応こういう統計のときは何か判断基準や例のようなものがあってもいいようには思うのですが。

●事務局

事例として、無気力で何となく登校しない、登校の意思はあるが漠然とした不安を覚え登校しない等が例として挙がっていて、そこにあがる。ただ、そこに難しさがあって、主たるものと書いてあるんです。その下には主たるもの以外にも当てはまるのを2つって書いてあって、結局何によって無気力なのかってところがまた難しいところだと思うんですよ。例えば無気力は何でかなと掘ってみた場合、これ生活リズムの乱れだよねっていうパターンもあるでしょうし、これ勉強が分かんなくて無気力になってるよねっていうこともあるでしょうし、何となく不安だなんていうのが場合によっては家庭のことだったり、あるいは友達のことだったりっていうようなことで、いろいろこう原因が複合的になっているってことがありますので、それであえて多分、文科省もこうやって1つ目、主たるも

の、次に来そうなものっていうところでやってるんだというふうに理解をしていますし、実際に子どもたち現場で見ていると、このたった1つのものというよりかは幾つか、あるいは場合によっては、子どもによっては言えないというか分かんなくなっちゃってるというふうな子どももいます。

●会長

明確で単一の要因を見出すこと自体も難しく、本来複合的なところがあると思います。取りあえずここで切らせていただいて、次、不登校のところスポットを当てたものに移らせていただいて、また続きの議論をさせていただければと思います。

それでは、資料の2番目、議題の2というところに行きたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

●事務局

私からは、島根県不登校対応の取組についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

初めに、島根県の小学校、中学校、義務教育学校の不登校児童生徒の状況について説明いたします。なお、義務教育学校の前期課程は小学校、後期課程は中学校に含まれるものとしてします。

まずは、1ページをご覧ください。1ページのグラフは、島根県内小・中学校の直近3年間の長期欠席者数の推移を表しております。年間30日以上欠席した者を長期欠席者とし、そのうち不登校による欠席者を不登校児童生徒として計上しております。グラフの右側に示しております長期欠席者合計は年々増加しており、特に中央にある③不登校の児童生徒の推移を見ますと、小学校、中学校ともに増加しており、特に小学校では増加が著しい状況にあります。また、下のグラフで学年別の不登校児童生徒数を見ますと、先ほどの説明にもありましたが、学年が上がるにつれて不登校児童生徒数は多くなっており、ほとんどの学年においてこの3年間増加しております。

続いて、2ページをご覧ください。中ほどにある2つのグラフは、全校児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合を表したものです。小学校における不登校児童数の割合は、島根県、全国ともに増加傾向にあります。この5年間、島根県は常に全国の割合よりも高い水準で推移しており、29年度以降は特に全国との差が広がり、島根県の増加率の高さがうかがえます。中学校については全国と同様に増加傾向にあり、30年度以降は全国値を上回り、増加率が高まっていることがうかがえます。

続いて、不登校児童生徒の継続数と新規数の状況について説明いたします。昨年度もこの場で説明させていただきましたが、継続数というのは前年度も不登校であった児童生徒のことを言い、新規数というのは、前年度は不登校ではなかったが新たに不登校になった児童生徒のことを言います。この不登校を継続数と新規数に分けて把握するという考え方を用いますと、先ほど示しました不登校児童生徒数が増加している状況を異なった見方で見ることができます。

3ページの左上のグラフをご覧ください。これは島根県の令和元年度に小学校6年生となる児童の、29年度から元年度の不登校児童の継続数、新規数の推移を経年で表したグラフです。この学年では、29年度、つまり4年生のときに不登校であった児童57名のうち、翌30年度、5年生になったときに継続して不登校となっている継続数は40名であり、17名が減少しています。これは17名が不登校の状態が解消されたということを示しています。

表しています。同様に30年度から元年度にかけても継続数は前年度の不登校児童数を下回っており、30名の不登校が解消しています。実は、小学校の他の学年、中学校の各学年においても同様に継続数は前年度の不登校児童生徒数を下回っています。つまり、継続数に着目した場合、全学年において前年度不登校であった児童生徒のうち一定数は、不登校が解消し登校するようになっていることが分かります。

このように、小学校、中学校ともに継続数が減少しているのは、各校で不登校児童生徒への個に応じた適切な対応、支援に丁寧に取り組んでいただいている成果であると考えています。ただし、どの学年においても減少した継続数の上に、それを上回る数の新規数、グラフの黄色い部分が積み上がることで、結果的に不登校児童生徒の総数は増加しています。これが継続数、新規数に着目した場合の島根県の不登校児童生徒数の推移の状況です。

では、そのうち新規数に注目してみます。3ページの中ほどにあるグラフは、29年度から元年度の3か年の各学年の新規数を示しています。島根県的小学校では学年が上がるにつれて新規数が増加する傾向にあります。そのピークは5年生で、6年生になると新規数は少し落ち着きます。6年生は、学校生活において自己有用感を味わえるような機会が増えることや、卒業、中学校進学に向けての見通しが持てるなど、6年生ならではの学校生活における様子や、そのような取組の成果が新規の不登校を生み出しにくい状況に影響しているのではないかと考えています。中学校では新規数のピークは1年生で、その後学年が上がるにつれて減少しています。中学校1年生は、新しい環境や集団への適応、学習内容や学習形態の変化への適応などの難しさが一つの要因として考えられます。

ここまで、島根県の不登校の状況について説明してまいりました。これらを踏まえて、今後の不登校対応の取組について説明いたします。4ページをご覧ください。まずは不登校児童生徒数を継続数・新規数に着目して考えた場合、先ほども説明しましたように、前年度から継続して不登校となる児童生徒は減少することからも、不登校への初期対応、自立支援において一定の成果が見られると考えています。これは不登校対応における校内の支援体制の充実とともに、個に応じた細やかな対応、支援が機能していることによる成果であると考えられます。一方で、新規数が増加する傾向にあることから、不登校児童生徒への支援においては、これまでどおり継続数を減らす取組、つまり、学校復帰を含め社会的自立を見据えた不登校が解消するための支援とともに、新規数を抑える、つまり、新たな不登校を出さない取組が必要であると考えます。

そこで、新規数が増加している島根県の不登校の状況から、今後の不登校対応において、まずは未然防止の取組が重要であると考えます。そのための取組として、一つには、未然防止の取組について周知徹底を図ることが挙げられます。生徒指導充実のための3つの視点である、児童生徒に自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助するという視点を、授業づくりをはじめとするあらゆる教育活動において意識し、児童生徒にとっての居場所づくりと絆づくりのための場の提供などの魅力ある学校づくりを推進することについて周知徹底を図っていききたいと思います。

また、不登校対応推進事業において、教職員の能力開発研修として、「居場所づくり・絆づくり実践講座」を開催します。この研修では、学校がどの児童生徒にとっても意味のある大切な場となるための魅力ある学校づくりの推進をテーマに掲げ、3か年の計画で実施していきます。計画に当たっては、先ほども説明いたしました分かる授業づくりの重要

性から、1年次には「授業づくりと生徒指導」、2年次は、特に生徒指導充実のための3つの視点との関連性の高い特別活動を取り上げ、「特別活動と生徒指導」、3年次は、学校訪問等での聞き取りにおいて課題として上げられる「特別支援教育と生徒指導」とし、積極的な生徒指導の推進に向けて計画的に進めていきます。

続いて、5ページをご覧ください。不登校対応における2つ目の取組として、各校での取組状況の検証を進めてまいります。昨年度、この場で提案いたしました、不登校児童生徒が在籍しない学校の学校訪問による聞き取りを実施し、その内容をまとめたものが5ページの表です。

ここで1点訂正がございます。資料5ページ上部の文中に、6校において効果を上げているという記載をしておりますが、正しくは5校です。おわびして訂正いたします。申し訳ございません。

それでは、資料についてご説明いたします。訪問校での効果があると考えられる取組において、注目すべきは未然防止の取組です。先ほどご説明しました生徒指導充実のための3つの視点を取り入れた取組が多く行われています。具体的には、自己有用感、分かる授業づくり、特別活動の充実、ユニバーサルデザインといった視点が重視されており、これらの取組が児童生徒の居場所づくり、絆づくりにつながっていると考えられます。また初期対応においては、情報共有や迅速かつ組織的な対応に心がけており、校内の組織的な体制整備が図られていることがうかがえます。

続いて、6ページをご覧ください。不登校対応体制充実事業、これは年内の大規模の小学校であり、不登校児童あるいは不登校傾向児童が在籍している学校を指定校として実施している事業ですが、その指定校の取組状況をまとめたものが6ページの表です。この事業は指定校に「子どもと親の相談員」を配置し、校内支援体制を整えることをねらいとしているもので、その取組において得られた成果と課題をまとめました。多くの指定校で情報共有や情報の集約、また、それらに基づいた対応、支援の方針決定において工夫した取組がなされており、校内体制整備の面でそれぞれ効果が得られております。また、組織的に取り組むための共通理解や合意形成のための取組が工夫されており、これらが体制の充実に効果的につながったと考えられます。課題については、不登校児童及びその保護者への直接的な支援における課題、校内体制に係る課題など、日々、不登校児童への対応、支援に取り組む中で共通した課題が見えてきました。また、特別支援教育や医療に関わるケース、家庭支援が必要なケースなど、専門的な視点を取り入れた支援が必要なケースも増えており、適切な見立てとともに、専門機関との連携の在り方も課題として上げられます。このような各校での成果と課題についてさらに検証し、不登校児童生徒への支援の充実に生かしていく必要があると考えています。

最後に、7ページをご覧ください。これまで説明してまいりましたように、島根県において、小・中学校における不登校児童生徒の増加、またそれに伴う対応支援は喫緊の課題であると考えています。ただ、ご説明しましたように、不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援において成果を上げている取組もあり、このような効果的な取組や事例、また各校における課題等を検証する必要があります。今後はこれらを整理し発信していきたいと考えています。具体的には各種研修会や連絡協議会等で成果や課題についての情報提供を行い、不登校児童生徒への支援の在り方について周知を図ったり、学校訪問等の機会

において先生方に伝達したりするという方法を考えています。また、近隣県での不登校対応の取組等を参考にして、島根県の現状に応じた不登校児童生徒への支援の在り方について再考していくことも考えております。そして、このように検証した内容を整理し、不登校児童生徒への支援の在り方についてのポイントをまとめたリーフレット等を作成し、県内全ての先生方に配付することで、不登校児童生徒への支援についての共通認識が図られるようにしたいと考えています。

以上で、議事の2、不登校対応の取組についての説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。詳細な資料を作ってくださいまして。いろいろな角度から意見が言えると思いますけれども、継続ってというのは一定程度指導の成果が上がっていて、数としては少し抑えぎみにいっているんだけれども、新たに不登校になられる方の数を加えると結果的にそれが増える形になっているっていうことですよ。なので、新たに不登校傾向が出てこないような未然防止の対策に力を入れる必要があると、そういう概要のお話であったと思います。

それでは、今のご発表について、委員の皆さんからご意見なりご質問なりをいただければと思います。お願いいたします。いかがでしょうか。

●委員

スクールカウンセラーをやっています。不登校対応の取組と申しますと、新規数が多いってところに対して未然防止の取組についてというところに力を入れるってというのは、なるほどそうだなというふうに思ってます、自分たちも学校と一緒に協力をしながら、例えば心理教育の授業をつくってやったりとかするっていうことがあったりとかします。そうしたところを例に僕は考えると、例えば未然防止の取組について周知徹底を図るっていう4ページのこのイメージ図の具体的な取組の例というか、特に私が興味を持っていますのは、友人関係ってというのは特に不登校のことに影響するというところが非常に数としてあるんですが、学校で友人関係についてアプローチをしている取組について、具体的に何かありましたら教えていただけたらと思いますが。

●事務局

いろんな場面でいろんなことを実際行っているわけですが、特別に何かやるとすれば、構成的グループエンカウンターみたいなことで仲間づくりをするとか、小学校の体育の中では体ほぐしの運動というのがあって、その中で仲間との交流を目的とした運動をすることがあります。ここで特にこれから訴えたいことというのは、そういう特別なところも大切ではあるんですが、特別活動やそういうふうな構成的グループエンカウンターをするというよりも、併せてなんです、授業の中で仲間づくり、あるいは友達のよさを見つけていく、そういうようなことをもっともって目を向けてやるのが大事だろうというふうに思っています。これは私の実践で、本当に拙いもので申し訳ないんですが、例えば小学校のときの縄跳びとかやりますよね、もう10回跳べたら先生にする、先生になった子はお友達に教えてあげてねっていうふうなことをあえて仕掛けをして、10回跳べるようになったら先生とこおいでって言って、教えた子、できた子、一緒に褒めてやる、あるいは授業の終わりにできた子、頑張っている子を紹介してあげるというところで、仲間づくりを意図的に進めていく、そういうふうな取組をもっともっていろんな教科、あるいは領域の

中でやっていくことが必要かなというふうに思っております。そのことは学力と決して離れるものではなくて、両方回していくといいますか、そういうような視点はもっともって持ってこれから授業を取り組んでいくってことは必要だろうというふうに考えています。

●会長

ほかにいかがでしょうか。

●委員

すみません。不登校児の割合について全国でも高い数字が出ているというふうなことが教育長さんのほうからもありました。以前この会で、高い割合が出ているのは、いわゆる病気として計上している割合が島根県の場合は極めて低いんだと。だから結果的には、安易に病気扱いするのではなくて積極的に不登校としてカウントする、そのことで数値が上がって割合も高くなっているというふうなご説明を聞いたことがあります。実際パーセントに落としたときに、確かに病気の子どもの割合が島根県は低いです。0.13、全国は0.33に対してっていうこと。中学校に至っては0.79の全国に対して0.32というふうに、病気の子どもの割合が極めて低くカウントしてる。その分が不登校の子どもの数字に上がってきてるというふうなご説明を聞いておったことがあるんですけども、全国との比較の中ではそうでしょうけれども、近隣の、例えば鳥取県辺りではこういう子どもさんは病気なのかあるいは不登校なのか、そういう線引きのようなものを、検討していかれるっていうふうなことはないものでしょうか。教えていただければと思います。

●事務局

大変難しいところがありまして、病気に入れている割合ってというのは、県によってかなり割合が違っていているっていうのが実情だというふうに、全国のだあっと並んでる統計見ますと、かなりまちまちだなというふうに思っています。島根県が一番低いぐらいの割合になっています。不登校の初めの頃って、頭が痛いとかおなかが痛いというふうな言い方をして子どもたちも休みに入っていくことが多いんですが、それは振り返ってみたときにやっぱりこれ不登校だよねっていう捉えをしているのが島根県です。お母さん、うちのほうから、頭が痛いですとかおなかが痛いです、それじゃあ病気ですね、病気ですねっていうふうな保護者のほうの訴えから捉えているっていうふうな県もあるというふうに聞いておりますので、そこら辺りは一律に定められないことと、他県がそうやっているからといって変えるのではなくて、島根県は島根県としてそういう見方をして、実際同じ見方をしなくても数が上がってるっていうことのほうが、そっちのほうがかえって問題だろうというふうに思っていて、あんまり数字の捉え方で他県は半分ぐらいが病気じゃないっていうふうな、そういうふうなところで一喜一憂するのではなくて、あまりうちは捉え方を変えずに、それよりも、やっぱりそういう同じ捉え方をしても数が上がっているってっていうこと、ここがやっぱり問題だろうというふうに捉えているというような現状でございます。

●委員

大変よく分かりました。私が例えば鳥取県というふうに話したのは、例えば中国地区っていうふうなくくりがあるとするならば、そういう中で幾らか連携を図っているんな

情報を交流していくっていうふうなことも大事な事かなと思ったりしております。あとでまたお話ししようかなとも思っていたんですけど、広島県の教育長さん、平川さんでしょうか、いろんな不登校に関する著書もあったり実践もお持ちだというふうなことを聞いたりしております、本県の特性であったり本県の特徴はっていうふうに話をすることもですけども、何かそういう、回りを見ながら島根県の進め方をいろいろ考えていくっていうふうな、そういう捉まえ方も私はある面必要かなというふうなことを感じるもんですから、ちょっと変な言い方したかも分かりませんが。

●事務局

ありがとうございます。他県の取組も逐次仕入れるといたしますか、情報を集めるようにしまして、本県に生かせるところは生かしながら、さらに充実していくように考えているところでございます。

●会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

●委員

まず1点、質問ですが、不登校の数だけ見ると全国の平均から比べると本当に高く、正直言ってその数字だけ見ると非常に気持ちが沈むといいますか、どうしてなのだろうというのがやっぱり先に立ちます。これって母数の関係とは関係ないですか。ちょっとその辺のところを、教えていただければと思っています。要するに子どもの数が少なくて、その割合から言うと高くなるというところは影響はないのですか。全く同じと見ていいのでしょうか。

●事務局

これについては、同じというふうに見てもらって差し支えないと思います。

●会長

1,000人当たりに換算するっていう話になって、その換算ってというのがどういう意味かっていうのは、中身を詰めていけば結構難しいところあるんですけども、単純に1,000人当たりに換算してる。

●委員

実感としてどうでしょうか。各学校回られたときに、今の状況で他県を回ることはないかもしれませんが、他県と比較しても本当に多い、増えてきたというような実感があるのでしょうか。その辺も聞かせていただければと思います。

●事務局

なかなか今他県を回るという状況にはないのであれなんですけど、ちょっと別の、これ、うちの課、うちの室だけで内々にやったんですよ。何をやったかという、全部の児童生徒、小・中学校の全部の児童生徒数、それに長期欠席、長期欠席ですから病気の子も、それから経済的理由の子も、それから不登校の子もその他の子、全部合わせたものを割ってみました。それはどこに振り分けるかは別にして、長期欠席っていうのはどれぐらいいるのかなっていうところでだあっと見たときに、島根県は14番か15番ぐらいの順番ではありました。ただ、長期欠席の子をどこに振り分けるかっていうところでいうと、島根県はそこに振り分ける割合が多いので、1,000人当たりに直すと1番。宮城県もだったかな、と同じぐらいで1番になる、小・中学生の不登校率はそうなるというふうなところ

です。

●委員

ありがとうございます。学校行かせてもらいますと、たくさんの学校へ行ってるわけではないですけども、先生方すごく努力されていて、それから県のほうもいろいろな対策を実際講じていらっしゃるって、本当に一生懸命やっっているなという私は実感を持っているのですけれども、そういった今の努力によって今何とかここまで抑えているという評価と、片や、いやいや、まだまだ不足だと、もっともっと頑張らなきゃいけないという見方、両方あるのかなとも思うのですけれども、その辺が、先ほどおっしゃったように未然防止というところに力を入れていくという捉え方ですね。学校現場も頑張っているから、その辺りの評価もしっかりしながら新たな、特に今回こうして取組の効果があると考えられる取組等、本当に具体的に洗い出しているから、有効に使っていかれるといいかなと思いました。

●会長

ありがとうございました。

●委員

どちらかというと子どもとの関わりが少ない精神医療をやっています。時々依頼されて子どもの相談を受けますが、精神科的には殆ど問題がなく、精神医療として何をしてあげていいのか、薬物療法の対象ではないといった方は、カウンセリングに回ってもらうという場合があります。多くではありませんが、何年かの間には、ある程度のケースを経験しました。お聞きしたいのは、そういう不登校のケースは、どのくらい医療にかかっているのか、精神科もあるでしょうが、小児科、脳神経小児科も併せてです。病名としては、不登校という一般的な病名なのか、登校拒否とか、学校恐怖症とか、病名によっては、不登校の状況を類型化できるのではないかなと思うのですが、そのあたりの情報がありましたら教えていただけませんか。

●会長

もしお手元にございましたらお願いいたします。

●事務局

病名というところまでは、なかなか今回の調査の中では上げることはないんですけど、それぞれどんなところと関わりを持っていますかっていうふうなところがあります。例えば教育支援センター、昔でいう適応指導教室っていうところでもありますとか、あるいは場合によっては児相とか福祉事務所、それから病院、診療所というところもあって、本県の子どもたちで病院、診療所にかかっている子どもが167、小学校です。中学校のほうは219名はかかっているというふうなことになっております。

●委員

全体の中で何%ぐらいになるんですかね。さっきの中で計算をすると出ますかね。

●事務局

パーセントで言いますと、小学校のほうは34%、中学校のほうは44%です、という具合になっています。

●会長

全国に比べてそれがどうかみたいな話で、すぐには資料がなくてむずかしいかもしれま

せんね。多分、調べれば分かるような気もしますけれども。

●委員

大変不勉強で申し訳ないんですけども、ちょっと教えていただきたいのが、この不登校の解消っていうのはどういう状態なのかっていうのと、あと、私も詳しくは知らないんですけど、小さなフリースクールというんですか、何かそういうところで出席のカウントが取られるようなところもあるやに聞いたことがあるんですけど。例えばそういうところに通われた場合は解消っていうふうになるのか、それとももう学校に、その学校に戻るといのが解消という状態になるのかっていうのをちょっとお尋ねしたいんですけども。

●事務局

この不登校の調査というのが、年間いろんな理由があるんですが、30日以上休むと不登校としてカウントをします。ですから、例えば4月、連続で30日休みました、4月、5月頭ぐらいかな、その後は毎日元気に学校に来ましたといっても不登校としてカウントされることになります。大体小学校の場合は年間35週ぐらいで計算しますと、週に1回ちょっと中休みっていう子が仮にいたとすると、そういうペースで来た子も不登校として上がってしまいます。ですから不登校って数だけでいうと、例えば今年もう30日休んじゃってあと全部元気に来て、その子は不登校としてカウントされて、次年度休まなければ不登校としてはカウントとしてはされないというところで、不登校が解消したかどうかというふうな多分明確な定義というのは多分今のところないんじゃないかなというふうに思っております。

●会長

先ほどの新規に上がってきた子が翌年継続してなかったということについてのグラフが出ましたが、そこは一応、去年は不登校だったけど今年は違うということになった子がどのぐらいいるかって意味ですね。

●事務局

そうですね。

●会長

今年は違うという中に、例えばフリースクールなどに通っていてそこには元気に行ってますっていう子はどっちにカウントしてるんですかっていう質問です。

●事務局

フリースクールのところについては、全てこちらのほうで把握しているわけではありません。幾つか聞いてはみたんですが、非常に小学生、中学生とあまり通ってないというのが現状です。例えば、地元の割と大きめな市では小学生は1人か2人かなんで、中学校ほとんど行ってないよ、隣の割と大きめな市は絶対10人も行っていませんっていうふうなところで、細かな、その市にフリースクールと言われるものが幾つあって、そこに小学生や中学生が何人通ってるかっていうのは、詳細のところ、ちょっとまだ実際のところ把握できていないというところが。

●会長

適応指導教室についてはどういうカウントですか。

●事務局

適応指導教室については、それは出席認めるかどうかというのはそれぞれの学校長が判

断するところになっていますので、一律にそこに行けば出席、あるいは出席ではないって
いうようなことはちょっと言いにくいかなと思っています。

●会長

今、大西委員さんからあったように、不登校であるから、学校に行っていないからといっ
ても、様々な日常の活動に参加しているタイプの子どももいらっしゃるって、そういう意味
ではどういう形の、多様な学習参加ということについて、どういう実態がありますかとい
う広いご質問だと思いますが。

●事務局

すみません、ちょっと付け加えがありまして、いわゆる出席簿上、いわゆる調査上は学
校に来てないので欠席は欠席なんです。指導要録というまたちょっと別の年度まとめたも
のについて、そこについて、例えば学校には来てないんだけども学校と同じような学習
内容を修めた、その日はしたよねっていうことであれば、別の教育支援センターに出てい
っても出席扱いになると。ちょっと複雑なんですけど、国の調査上は欠席になるというふ
うなことです。

●会長

鳥取県が10年以上前から不登校に関するリーフレットを出しておられて、そのタイト
ルが「あした、また学校で」というタイトルなんです。不登校対応の現場に対するマニユ
アルというか、教員に対する啓蒙的なマニュアルとして出してこられたようなのですが、
それが今般改訂されましてそのタイトルが「あしたも、笑顔で」に変わっておりました。
あしたまた学校で、つまり再登校するということが必ずしも不登校の子どもへの支援の目
標ではないかもしれないという認識を明確に示したものと考えられます。今回、コロナ禍
の中で、全国的にオンラインの状況が広がってきたっていうこともあって、学習に参加す
る、学びに参加するという形態は、本来多様であるべきではないかという議論が多く聞か
れました。私は学校に行かなくてもいいというふうに安易に申し上げてるわけではありま
せんが、どのように学習に多様に参加できる環境をつくるかというところが非常に重要で、
先ほどからご提案の未然防止も非常に重要で、居場所づくりであり、分かる授業づくりで
あり、魅力ある学校づくりであることはとても望ましいことで、それが本道であることは
間違いないんですけれども、ただ、そうでない学習への参加の仕方っていうことを支援す
るということについても、少し考えなきゃいけない時代に入ったんじゃないかなっていう
ことを感じています。

それから、学校に結局戻らなかったケース、あるいは戻り方があんまりよくなかったケ
ース、来るようにはなったけど、月に1回、2回程度出て、終業式に出て終わりましたっ
ていったような、そういうお子さんのフォローアップというか、その後をどういうふうに
たどっておられるかなっていうことが、例えば小学校でそういう状態で終わったときに中
学校でどうだったのか、中学校でそういう状態で終わったとき高校でどうだったのか。子
どもが卒業してしまうと、その学校でのフォローアップはたいへん難しく、もちろん引き
継ぎという形は行われていますが、特に中学から高校（特別支援学校）というところに、
課題があるように思います。今、時折、ニュース等で取り上げられる成人の、いわゆる
「ひきこもり」といわれる状況があります。学校教育の時代にうまくいかなかったも、その
後、いろいろな自分らしい生き方を見出して活躍している人ももちろんたくさんいますが、

なかなかいい出会いがなくて苦しい状況に追い込まれていく人、あるいはその家族もおられます。一つの例ですが、特別支援学校の高等部も、そういった小・中学校でうまくいかなかったお子さんたちが進路の一つとして選ばれていることがあります。もちろんそのことが駄目ではない、もちろんないんですけども、その子たちも入るとそこが「自分の本当の居場所」だったのかなっていうことで、大きな葛藤の中に置かれる場合もある。不登校の支援ということについて、学校復帰ということだけではなく、たとえその学校には戻らなかったとしても、それを失敗例としてカウントして終わりということではなく、卒業後の長めの教育的なフォローや支援を継続していくことが今後は求められるんじゃないかなっていうことを少し思うもんですから、その辺について少し意見を申し上げたいと思いました。

●事務局

おっしゃるとおりだというふうに思っています。不登校がゼロになればいいというのと、またそれも先ほどの話で、本当にそれが子どもたちにとってベストなのかっていうふうなことも改めて考えなくてはいけないわけで、国のほうも言っていますけど、最終的な社会的な自立に向けてどうするかというふうな、もうちょっと長い目線で考えなくてはならないだろうというところで、今の時期はあえて学校を休むというふうなのが積極的な選択の一つとしてこれはあるんだろうということを、学校のほうも我々も承知しておかなければならないというふうに思っております。

幾つか教育支援センターのほうを回る中で、中学生、3年生、どんな進路を希望されますかというところで、一番多かったのが宍道高校の通信制を選ぶっていうところで、自分のペースでまずは学べるところがいいだろう、あとは、ちらっと聞いたところでは私学のほうでっていうふうなところを選択される、もちろん普通、全日制のほうに行かれるお子さんもいらっしゃるんですが、そういうふうなことをお聞きすることが多かったのかなと。そこで、じゃあ選んだ後どうなるかっていうところまでは十分に追えてはいるところなんですけど、県として宍道高校の存在の大きさっていうのは、回る中ではちょっと感じたところでありました。

●会長

ありがとうございました。大学で学生が話しかけてくれて、僕、中学のときこうでしたとか、小学校のときこうでしたという、結構たくさんいるんですよ。言ってみれば一時期の不登校が必ずしも失敗を意味しないわけですので、そういう子たちがどこでどういうきっかけでどんなふうに自分の道をつかんだかっていうようなことも調査としては必要かなと思います。

そうしましたら、今年度のSNSの話をちょっと差し挟ませていただいて、その後に少し意見交換の時間もまたございますので、そこをお願いしたいと思います。

じゃあ、資料3のところ、SNS相談事業についてお願いいたします。

●事務局

それでは、資料3、SNS相談事業についてご説明いたします。昨年度、文部科学省の調査研究事業に参画する形で30日間だけ実施しましたところ、たくさんの方々が相談してくれました。そこで手応えを得ましたので、今年度は県の事業として実施することとしたところです。

事業の概要ですけれども、生徒が相談しやすい無料通信アプリであるLINEを活用した相談窓口を開設いたしました。相談期間ですが、当初は7月5日から10月10日の98日間、毎日実施するというのでスタートいたしました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響によって、通常と異なる環境下で生活を送っている生徒たちに対しては長い期間での心のケアが必要と判断しまして、9月補正予算を措置しまして今年度いっぱい、3月31日まで開設を延長することといたしました。

昨年度は公立の高校生のみを対象としておりましたが、今年度は公立、私立の中学生、高校生を対象としました。約3万8,000人生徒にチラシとカードを配り周知しまして、生徒はこのチラシやカードに記載されたQRコードをスマホなどで読み取って友達登録をして相談をするという流れになります。

まだ相談は継続中ですが、本日は7月5日から11月末までの中間報告ということでさせていただきます。この期間が149日間ですけれども、トータルで314件の相談がありました。1日に直しますと2.1件です。前期が終わります10月10日の時点で友達登録者数は542人でした。その下に相談件数のグラフがございます。開設当初は相談が多くなっておりませんが、夏休みに入ろうとする頃から徐々に減りまして、お盆明けあたりからまた増え始めております。また、2学期が始まる前後の2週間といたしますのは特に悩みが増えてくることが予想されましたため、8月24日から9月6日までを強化週間としまして、登録者に対してメッセージを送って相談を促すということを行いました。

続いて、2ページをご覧ください。相談件数の校種・学年内訳ですけれども、高校1年生が99人で全体の32%を占めております。全体的に中学生より高校生のほうが相談件数が多かったという結果となっております。

次に、性別の内訳を見てみますと、全体の75%が女子生徒でした。

続いて、相談内容の内訳ですけれども、友人関係の悩みが91件と、全体の約3割を占めております。昨年度の高校生のみを対象として短期間で実施したものとの単純比較は難しいですけれども、高校1年生の相談が多くて女子生徒の相談が多く、友人関係の相談が多いという結果は昨年度と同じ傾向を示しております。

今年度はよりカテゴリーを細かく①から⑱に分けて実施しまして、⑬のところは新型コロナウイルスというカテゴリーを設けました。この相談内容のカテゴリー分けは主訴によって分けていますけれども、この新型コロナウイルスを主訴とする相談はゼロ件でございました。友人関係の悩みに次いで多いのが⑨の心身の健康・保健ですけれども、これが昨年度よりも全体に占めるこの相談件数の割合が高くなっているということが気になるところでございます。この相談の中身としまして、勉強が大変で疲れるといったようなものとか、気分が落ち込むといったようなものがございました。これが新型コロナウイルス感染症による生活の変化が影響しているかどうかははっきりとは分かりませんが、今後実績を重ねていって分析をしてみる必要があると考えております。

続いて、3ページのSNS相談に関する生徒アンケート結果というところでございます。これは、このSNS事業の効果を検証するため、それから改善すべき点はないかどうかといったようなことを探るために行いました。回答者は65人で、その内訳はグラフの通りです。

(2) 友達登録をしようと思ったきっかけ、これはこちらで配布しましたチラシやカードを見たという生徒が多かったですけれども、中にはこの窓口が開設されたら登録しようと思っていたという生徒もいました。

(3)、この回答者の65人のうち、実際に相談しましたかという問いに40人の生徒が実際に相談をしたと答えました。その40人の生徒に、相談してみてどうだったかと問いましたところ、31人、8割近くの生徒が満足したと回答しております。次の4ページ、引き続き、相談したという生徒40人に聞いております。LINE相談の後、親や先生に相談しましたかという問いに、したという生徒が11人おりました。これは相談の中身にもよるとは思いますが、LINEで相談してみたら相談員から何らかのヒントをもらって実際に親や先生に相談したという、つまり一歩先へ進んだということがこれだけ行われたということではないかというふうに捉えております。相談した生徒に、またLINEで相談したいかと聞いたところ、37人、9割以上の生徒がはいと答えました。

(4)は、友達登録はしたけれども相談しなかった生徒25人に聞いております。相談しなかった理由は、悩みがなかったとか相談してもつながらなかったといった回答、その他、その他として勇気がなかったですとか、緊張するなどの意見もございました。もっとつながりやすく気軽に利用してもらえる方法を考える必要があると感じました。今後利用してみたいかという問いには、半分以上の生徒がはいと答えております。

また、(5) LINEの操作方法、使い方についてですが、おおむね理解してもらえたと思っております。

最後に自由記述ということで、感想、要望、意見等を記載してもらっておりますけれども、おおむね肯定的な意見でございました。ここにありますように、気軽に相談できた、誰にも相談できないことを言えてよかった、気持ちが楽になったなどの感想を見ておりますと、電話相談や対面での相談以外に、やはりSNS相談が一つの相談ツールとしては必要であるということを実感しております。また、上から5つ目のところに、相談後に思い切って行動してみたら案外簡単に事が収まったというような感想があります。こうして、SNS相談によって背中を押してもらって実際に行動に移すという生徒がいるということを見ますと、問題が深刻化する前の未然防止にも役立っているのではないかと考えております。今後も改善するところは改善していきながら、効果的に実施していけるように進めてまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

●会長

ありがとうございました。今年度から新しく県が取り組まれていることで、これまでの文科省の事業に対する参画ということを一歩踏み出して、県独自でやり始めたということです。結構お金もかかるんじゃないかなと思ったりもするんですけども。

皆さんのほうからご質問いかがでしょうか。

●委員

非常に興味ある事業で、関心を持って読ませていただきました。私は“島根いのちの電話”に関わっていますが、相談件数は月に1,000件ぐらいで、その中で10代の子どもの相談は10人ぐらいです。10代の子どもは電話が苦手というか、彼らにとっては伝達のツールではないようです。電話と言わずに通話と言い、電話という言葉そのものを殆ど使わないようです。今年の7月以降、自死が増えているという報道があります。それま

では一貫して自死は減ってきていましたが、その中で若者の自死は増えているというのが、最近の日本の状況でした。コロナ禍とか色々ありますが、この中に自死という項目がないのは、センセーショナルだから敢えて避けられたのでしょうか。いのちの電話でも、SNSの必要性は考えていますが、相談員の高齢化の問題もあり、研修をしていずればと云っている状況です。SNS相談は記録が残ります、トラブルにもなりかねませんので、相談員一人の判断では返事が返せない。そうすると複数体制とか、その辺りどういう対応をしておられるのか、また予算も随分かかると聞いていますが、そういうこともお聞きしたいです。

●会長

後半の質問は、いわゆる業者委託の中身についておっしゃられる範囲でお願いしますということになりますし、前半の話は、2ページのエの相談内容の内訳の項目にいわゆる自死を、自殺念慮っていうか、それをうかがわせるような項目が、項目としては入っていないけれども、その辺は整理がどうなっているかっていうご質問です。お願いいたします。

●事務局

この相談内容のカテゴリーとは別に、委託しております事業者さんにリスク判定というものを行っていただいておりますし、ちょっと今日はこちらの資料には上げておりませんが、自死企図、児童虐待、いじめ、犯罪とか、割とリスクの高い相談があった場合には別途統計を取っていただいておりますし、自死企図のほうも数件ございました。ただ、リスクを高、中、低と分けていただいておりますし、もちろん本人が同意を得なければ名前を名のったり学校名を名のったりしませんけれども、緊急時、本当に今にもというような緊急時には警察とも連携するということをお事業者と提携をしておりますし、きちんとリスク判定のデータも捉えております。今日こちらには出さなかっただけでございますけれど。

それから、委託しております事業者さんですけれども、こちらの委託に当たっての条件としまして、必ず臨床心理士ですとか公認心理師ですとか、そういう資格をお持ちの方を相談員としてお願いいたしますということと、必ず責任者の方、スーパーバイザー的な方も置いてくださいということで、常時3人以上は相談員を置いてくださいということでの契約となっております。割と人件費が一番高くなっておりますので、年間通してやりますとやはり1,000万を超えてしまうような予算になってしまいますので、なかなか難しいところはございますけれども、できるだけ継続してまいりたいと思っております。

●委員

県外の委託なんですよ。島根県でやってらっしゃるんじゃないですよ。

●事務局

そうです、はい。

●委員

県外でそういう専門の業者といますか。

●事務局

はい、県が外部委託をして実施しております。

●委員

外部委託をしてらっしゃる。

●事務局

はい。

●委員

分かりました、ありがとうございました。

●会長

私もさっきの表を見て、虐待の問題と犯罪被害の問題が入ってるからこのところはどんな手を打ってるのかなってことはちょっと感じたんですけども、そこはリスク評定をされて、実際に動きがあったケースがありますか。つまり県に通報があつてついうような。

●事務局

はい、ございました。3件ほどございました。

●会長

こういった問題も今後、キャッチできて動ければ未然に防止することができるわけだから、有効かもしれませんね。

ほかに、皆さんのほうから何かありませんか。

一応、来年度も継続してやられる方向ですか。

●事務局

はい、その方向でございます。

●会長

そうしましたら、一応今のところも入れていただいているんですけど、資料1、2、3、3つのことについて今日は議事として上げていただき、またそれに関する質問やご意見をいただいたところです。

大きな6番の項目で意見交換となっております。大変時間が限られてきましたけれども、あと15分程度、今日全体を通して、それからまた日頃感じておられること等について委員の皆さんから意見をいただいて、少し意見交換の会をしたいというふうに思っております。

●委員

今日の会では、未然防止という言葉がやっぱり随所に出てきたなと思います。いじめにしても、それから不登校にしても、いかに子どもたちがそういう状況に至るまでのところで、いかに声かけをして踏みとどまらせたり、あるいは子どもに理解をさせたり、子どもの気持ちが分かったりってことが大事だなと思っておるんですけど、今日の不登校の資料の中で、不登校ゼロの学校からのいろんな未然防止についての話がありました。その中で、ちょうど真ん中どころですか、4年生までの指導にポイントを置いている。1から4年生に支援のエネルギーをしっかりと注ぐ、教員や支援員の配置等というふうに書いてありますけれども、私これを見てすごく納得したんです。

不登校にしても、いじめもそうですけど、子どもたちが学校に入って、そして環境に少しずつなじんでいながら先生との生活に浸っていくわけですけども、やっぱりその中でよく親のお話なんか聞きますと、ああ、あの先生かね、大変だねみたいなこともよく聞いたりします。実際にそういう学級の子どもたちの姿を漏れ聞いたりしますと、やっぱり学校に行きたくない、朝になると大変家で騒動してるというふうな子が、1年生の1学

期半ばぐらいのところでもう3人、4人と出てくるような、そういう学級もあったりしております。実際に、いかに子どもたちを学校という組織の中で、ああ、楽しいところだっという魅力ある学校にしていかなければいけないわけですが、なかなかそうならない学級であったり、はっきり言ったら先生であったり、そういうふうな姿も浮かんできます。

全体での研修、学校を挙げて魅力ある学校づくり、あるいは授業づくり、居場所づくりというふうな進め方もですが、やっぱり私は実際に困っている子どもたちの側からいくと、この子どもたちは、この子どもたちはどうして学校に行きたくなくなってきたのか、何かもやもやしてる、何かそういうところを、やっぱり学校組織としてなかなか同僚の先生に対して、ああですこうですということは言いにくいかもしれませんが、例えばスクールカウンセラー、あるいはSSW等々、学校の中にいろんな方々が入ってる中で、一人一人の先生方をきちんと見ていく、そしてそのことが子どもたちが何かつまづかないでいいところをつまづいてしまうようなことがないように見てあげる、そのために1年生から4年生にパワーを、エネルギーをしっかりと注ぐっていうこの考え方は、私とても気に入っているんです。現場のほうにまたご指導に行かれたりされることもあろうかと思うんですけど、管理職の方々との話でもそうしたことをぜひ話題にさせていただいて、もちろん各校長先生方そういう意識でおられると思うんですけど、そんなことを感じております。

以上、私の私見でした。ありがとうございました。

●会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。コメントがありますか。

●事務局

すみません、ありがとうございます。以前と比べると教員も評価制度が入って、随分授業とか学級を開くというふうな文化に変わりつつあると思います。うまくいってないというのは教員も分かるところが当然ありますので、その中でやっぱり教員なりの困り感も共有しながら、OJTって言いますが、学校の中で研修をしたりとか、あるいは教育センター等でもタイムリーな幾つも研修を持っておられますので、そちらのほうに足が向くように管理職が働きかけるとかというところをしながら、当然ですが個々の教員の力量アップっていうのは必要かと思います。さっき暴力の話に替わりますが、激高するっていうふうなことを言いましたが、それ必ずしも子どもが悪くない場合もあるんだと思います。教員の対処の仕方によって、より火に油を注ぐといいますか、そういうようなところも含めて、子どもも多様化しておりますので、教員のほうも様々な研修受けながら対応力を上げなくてはならない、資質を上げなくてはならないというふうには感じているところです。

●会長

ありがとうございました。

先般、国のほうから「令和の日本型学校教育の構築をめざして」という中間まとめが出ていましたが、その中で日本型学校教育の一つの特質として、生徒指導の領域が大きな力を発揮して全人的な教育を行っているというところに注目した書き方がされておりました。そうは言いながら、本日もこうして見てきましたように、生徒指導上の諸課題はますます大きくなってきているという現実もあります。そこで国の方では、今般の学習指導要領の改訂で、生徒指導に関連することについては、2つのかなり大きな改訂をしています。

「主体的、対話的で深い学び」というキャッチフレーズの陰で、あまり大きくは言われませんが、生徒指導の領域はかなり変わったのではないかなと感じています。その一つは生徒指導の要として「学級経営の力量」ということです。もう一つは、学校の先生は「集団に対するガイダンスと個々の児童生徒に対するカウンセリング」を行うこととされている点です。こうした改訂学習指導要領の状況を踏まえて、なにか県の方では考えておられることがありますでしょうか。

●事務局

国が示す前から、子どもたちが変わってきているなということは学校の教員が肌身で感じているところであったと思います。そういうふうな課題を持ちながら研修の中身等も変わってきています。島根県の子どものたちの課題、日本的にも重なる部分が多いと思うんですが、そういう課題と国の流れと併せながら研修計画っていうのはつくられていきますので、年ごとに見直しをしながら計画的につくっていくというふうな形には当然なろうかと思えます。

●会長

改訂学習指導要領の解説を読みますと、普段からの子どもへの語りかけとか、悩みを相談したりできる雰囲気づくりとか、自分の思いを言えたりとかいう、こういうことがまさに教員の果たすカウンセリング機能のことを意味しているようです。その辺に向けての研修ってなかなか行われてないので、そこは大事などこなんじゃないかなと、今般の学習指導要領の改訂を見ながら思いましたので、少し意見を申し述べたいと思いました。

●委員

このごろ教育委員会に行きますと、コロナ後にもものすごく不登校が増えるんじゃないかっていう心配をともししています。それで担当の方に聞くと、増えてるけれどもどこかにはつながっているのってという言い方をよくされるんですね。逆に言うと、どこにもつながれないで引き籠もっているような状態の小・中学生というのが今後出てくることを心配しています。先ほど会長さんがおっしゃったように、教育の積み残しを社会が背負っていくのかっていう話も出たんですけども、ぜひ、どこにもつながれない子がないように、どこかにつながっていくようにということ而努力していけたらいいのではないかなというふうに思います。何ていうか、教員の多忙感とか、それから疲弊感とかいう話も大変気になるところではあるんですが、本市では一応の目安を決めておまして、例えば1日休んだら電話、2日休んだら電話か家庭訪問っていうふうなことを決めているので、最低限の、何ていうか、そのみんなが守っていくところっていうのをそろえて、さらに学校がパワーアップしていけるような何か、力づけてあげることができたらいいなというふうに思っています。すみません、所感になりました。

●委員

失礼いたします。すみません、もう、何を話していいのか分からなくて、ちょっと困っていたんですが。私は警察をこの3月に退職いたしました。警察の少年部門で子どもからの電話相談というのも対応しておりました。ですけども、やはりこの相談電話に子どもたちから電話をかけてくることはそう多くはなかった。それで在職中に、このSNS相談のお話も教育指導課のほうから伺いました。本当に何か緊急の事態があれば県警として対応ができるように、県警のほうも体制を取っておりました。でも幸いなことに、そういった

事案はなかったと思っております。今日こうして、今までの実施計画が2年度ですね、見させていただいて、本当にカテゴリーとして上がってはいますけども、大半の相談した子どもたちが、相談してみて満足である、やや満足であるということは、自分の思いを聞いてもらってよかったということだった、まあほとんどであった、実はそれが大事であって、やはり何か困ったときに訴えることができるところがないといけないということで、今後やはり何か本当に対応しなければならないときには、しっかりその部分を聞いてしかるべきところへつなぐと。私、今は公益法人のほうで、やはり電話相談もしておりますけども、子どもに関するちょっと心配な相談があったときに、これご本人の意思がないと他の機関へはつなげないので、その辺本当にいろいろ苦勞をして、調査をして、今どうなっているかなというところを確認をして、つながっているのが分かった事例もありました。やはりいざというときにいろいろつなぐことができるところをきちんと確保しておくということが大事なんだろうなと思っております。以上です。

●会長

ありがとうございました。学校の問題が学校の中だけで閉じて解決できる場面はほとんどなくなってきたと言っていいぐらいの状況ですので、様々な社会的なつながりの中でというご指摘でございました。ありがとうございました。

それでは、長時間ご協力いただきましたこと、お礼を申し上げまして、事務局のほうにマイク返したいと思えます。ありがとうございました。

最後に置いてもらったチラシについてお願いします。

●委員

勝手にピンク色のチラシを配らせていただきました。昨年度から、県のほうからの委託事業で里親の講演会を企画してくれないかということで、社会福祉士会のほうでやることになったんですけど、実際、第1回目は3月1日だったので、コロナで急遽中断をしました。やはりリベンジしたいという気持ちもありまして、これは継続的にやりたいんですので、実質的には第1回なんですけど、第2回目の講演会をほぼ同じような体制で企画しました。この間、小・中学校の校長会のほうにこのチラシを持って行って、子どもたちが現場で自分の親と姓が違ってたりとか、自分の出生を知らないであるとき聞かれたときにどう答えていいか分からないというような、非常に悩んでいる子がおられるという話をしたときにも、やっぱり初めてそういう話を聞いたっていう感じの校長先生もおられて、やはり教育現場のほうで、里親あるいは里子さんのつらい部分っていうんですか、そういうのを知ってもらえるような機会にもしてほしいなということで、継続的にしたいと思えます。今こういう時代ですので、180人入れるところに半分の90人ということで、実際にはもっともっと少ないと思うんですけども、講演会を開いて継続的にこういうふうな制度を理解してもらおうということで、政府のほうも、里親制度に特別養子縁組をしてほしいというそういう方も増やしたいという気持ちもあるということなので、そういう政府の方針に従ってこういう活動を地道にやっておりますので、生の声を聞いてほしい。里親さんや里子さんや、それをマッチングを考えてる乳児院の方々の声を聞いてほしいなと思って企画しておりますので、ぜひ、締切りは20日までですけれども、年末まで受け付けますのでよろしく願いいたします。

【事務局あいさつ（教育長）】

本日は、委員の皆様には大変長時間にわたりまして熱心にご審議、また大変貴重なご意見を頂戴いたしました。誠にありがとうございます。

若干個人的な感想のような話になろうかと思いますが、私ども、今日報告させていただいたような数字を見ますと、やはり人数であったり昨年度との増減、あるいは割合というふうなことで、思わず数字でいろんなものを説明することが多いわけですが、実際にはそこにカウントされている一人一人が子どもたち一人一人であって、その子どもたちがそれぞれの事情があり、あるいは理由があり、あるいは言い方によっては必然的に何かこう、方向が定まっていったりと、そういったことがあるんだ、そこにやっぱり我々はもっとしっかり目を向けないといけないということを個人的には改めて今日お話を聞かせていただいて感じたところでございます。

また、学年進行ということもございまして、幼・保、小・中・高等学校等、縦に子どもの成長段階に応じた連続性というもの、それから専門のそれぞれの分野の皆様方、医療関係等も含めて、警察等も含めて、そういった横の専門家の方々、学校を支えていただいている、子どもたちを支えていただいている方々との横の連携、さらにはそこにもう一つ、時間の変化、社会の変化に対して我々がどう対応していくのかと、そういう縦横と、もう一つ、三次元のようなお話を今日聞かせていただいたというふうに感じているところでございます。そういった意味では、途中で会長様からも言われましたが、管理職、管理部門のマネジメントっていうのが非常に重要になってくるんだろうというふうに思いますし、そういった学校現場をまず我々教育委員会の事務局が支えているわけでございますので、そういった自覚を含めて、そういった役割をしっかりと努めていかないといけないというふうに今日感じた次第でございます。

本日は誠にありがとうございました。今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。